

[山口県働きやすい介護職場づくり支援事業にかかるQ&A]

【 質問 】		【 回答 】
1	山口県働きやすい介護職場づくり支援事業の補助はどのようなケースで活用できるのか。	自施設の職員に令和6年度の研修を受講させた場合、当該研修期間中の、代替職員(または派遣)の人事費を補助するもの。 ※代替職員については、今年度新たに雇用した職員に限る。
2	当該事業は、新たに雇用した職員だけではなく、派遣職員についても補助対象となるのか。	派遣職員についても補助対象となる。
3	代替職員として雇用した職員については、自施設職員の研修修了後、継続して雇用することは可能か。	継続して雇用することも可能。ただし、人事費の補助対象はあくまで自施設職員の研修期間中のみとなる。
4	代替職員を、業務の引き継ぎ・実習等の関係で、自施設職員の研修期間より早めに雇用した職員も対象となるか。	対象となる。 (ただし、人事費の補助対象はあくまで自施設職員の研修期間中のみとなる。)
5	新たに雇用した職員等は、研修を行った職員のシフトの穴埋めとして勤務していなければならぬのか。	研修日に勤務している必要はない。 (※人員増により、勤務シフトに余裕が生じ、研修受講が容易になる場合も想定している。)
6	今年度すでに終了した研修についても、補助対象となるのか。	今年度の4月以降に行われた研修について、遡って補助対象とする。
7	補助対象となるのは、研修の開始日から修了日までのうち、研修が行われる日のみを指すのか。	開始日から終了日までの期間全てを上限とするが、事業所において研修参加日のみを対象とすることも可能。詳しくは交付基準のとおり。
8	支給する給与額については、1日当たり介護職員等は10,220円、看護職員は10,830円と定められているが、各事業所で別に設定することは可能か。	各事業所の就業規則、給与規定に則って別に設定することは差し支えない。
9	補助対象となる経費については、交通費等も補助対象となるのか。	交通費等は対象外。雇用(及び派遣)に要する人事費のみを補助対象とする。
10	代替職員が年度途中に退職してしまった場合についても、支給対象となるのか。	対象となる。 ただし、その場合、支給対象期間については、研修開始日～退職日までの期間のみとなる。
11	研修を修了したことを証明する公的書類(修了証 等)の発行がない場合、申請はできないのか。	原則、修了証の添付が必要だが、発行されない場合、研修を受講・修了したことが事業所内の内部書類(出張報告書 等)で確認できる場合、当該書類の提出を以て、要件を満たす。
12	研修が終わったあとに、新規雇用した職員は研修期間に遡って支給対象となるのか。	研修終了後に雇用された職員については、対象とならない。
13	管理者等を対象として職員の指導育成等をテーマとした研修も対象となるのか。	対象となる研修は、介護サービスの質の向上に質するための研修を対象としており、組織運営のための研修については対象としていない。